

佐賀県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年二月一日から平成二十三年二月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月一日

佐賀県知事 古川 康

| 道路の種類及び路線名 | 道路の区域 | |
|--------------|--|-------------------------|
| | 区間 | 変更前後の別 |
| 一般国道 四四四号 | 鹿島市大字三河内字深山乙 一八五四番一地先から 鹿島市大字納富分字長円一 八三番一地先まで | 後 六〇・〇 ） 一・二・九 |
| | 鹿島市大字三河内字深山乙 一八五四番一地先から 鹿島市大字納富分字長円一 七九番七地先まで | 前 一・二・五 ） 六・四 |
| | | 幅員 メートル |
| | | 延長 メートル |

| | |
|---|---|
| 県道 大木庭武雄 線 | |
| 鹿島市大字三河内字深山乙 一八七五番二地先から 鹿島市大字三河内字山中甲 三一六一番一地先まで 鹿島市大字三河内字塚原乙 一〇一番一地先から 鹿島市大字三河内字松山乙 一七四番四地先まで 鹿島市大字三河内字松山乙 一七〇番一地先から 鹿島市大字三河内字谷口甲 二一三三番三地先まで | 鹿島市大字三河内字深山乙 一八七五番二地先から 鹿島市大字三河内字山中甲 三一六一番一地先まで 鹿島市大字三河内字塚原乙 一〇一番一地先から 鹿島市大字三河内字松山乙 一七四番四地先まで 鹿島市大字三河内字松山乙 一七〇番一地先から 鹿島市大字三河内字谷口甲 二一三三番三地先まで |
| 前 | 後 |
| 二八・五 五・五 | 五・一 六・二 二二・八 五・五 二六・七 五・九 |
| 一、 九五五・七 | 一、 六八四・五 一三五・八 六八〇・九 |